一の二　第十二条第四号から第十号まで又は第十一号から第二十号までのいずれかに該当するものの製造に必要な技術（プログラムを除く。）

二～五　［略］

2　［略］

3　外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　第十二条第四号から第二十号までのいずれか又は第十四条第十一号に該当するガスタービンエンジン又はその部分品の使用（修理又はオーバーホールに係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）

二　［略］

三　ガスタービンエンジンのフルオーソリティーデジタルエンジン制御システムの設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラム

イ　ガスタービンエンジンの部分品の設計に係る技術であって、エンジンの推力又は軸出力を制御する機能をガスタービンエンジンの部分品に付与するためのもの

ロ　エンジンの推力や軸出力を調整するために用いられるエンジンの制御及び診断を行う部分品の設計又は製造に係る技術

ハ　［略］

四　［略］

一の二　第十二条第一号ロ、第四号から第十号まで又は第十一号から第二十号までのいずれかに該当するものの製造に必要な技術（プログラムを除く。）

二～五　［略］

2　［略］

3　外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　第十二条第一号ロ、第四号から第十号まで又は第十一号から第十九号までのいずれかに該当するガスタービンエンジン又はその部分品の使用（修理又はオーバーホールに係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）

二　［略］

三　ガスタービンエンジンの部分品であって、ガスタービンエンジンをフルオーソリティーデジタルエンジン制御システムの設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラム

イ　ガスタービンエンジンの部分品の設計に係る技術であって、エンジンの推力若しくは軸出力を制御する機能をガスタービンエンジンの部分品に付与するためのもの

ロ　エンジンの推力や軸出力を調整するために用いられるエンジンの制御及び診断を行う部分品の設計若しくは製造に係る技術

ハ　［略］

四　［略］

［新設］

五　マッハ数が一以上の速度における巡航時間が三〇分を超えることを可能とする航空機用ガスタービンエンジンのために特に設計した部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計に必要な技術

イ　推進力を得るための吸気系統に係る装置

ロ　推進力を得るための排気系統に係る装置

ハ　再熱燃焼器

ニ　エンジンのロータ支持部の潤滑又は冷却に使用する液体を調整するための能動的な熱管理装置

ホ　潤滑油を用いないエンジンのロータ支持部

ヘ　圧縮系統のコアガス流路の熱を除去する装置

4・5　［略］

4・5　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○国土交通省令第九十一号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、及び船員法（昭和二十二年法律第百号）第五十条第四項の規定に基づき、船員法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫